

用語の解説

用語	解説	該当ページ
あ行		
ICT	情報通信技術（Information and Communication Technology）の略。 福祉分野において、コンピュータやインターネット等の活用により、生産性向上や業務改善、より適切なサービスの提供等の効果が期待されている。	
医療的ケア	病院などの医療機関以外の場所（学校や自宅など）で日常的に継続して行われる、喀痰吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理、導尿、インスリン注射などの「日常生活に必要な医療的な生活援助行為」をいい、「治療行為としての医療行為」とは区別されるもの。	
医療的ケア児	日常生活において、人工呼吸器や経管栄養、たんの吸引など医療機器の使用や医療的援助を必要とする児童のこと。	
か行		
基幹相談支援センター	地域の相談支援体制の拠点となり、対応困難事例への対応や権利擁護等の支援を行うとともに、地域課題に対し地域の支援ネットワークを構築し解決に向けた取組を進める機能を持つ。本市では障がい福祉室に設置している。	
強度行動障がい	自分や他人の体を叩いたり、食べられないものを口に入れる、飛び出しなどの危険行為等の行動が著しく高い頻度で起こり、特別に配慮された支援が必要な状態をいう。	
居住支援協議会	住宅セーフティネット法（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律）の規定により、低額所得者、被災者、高齢者、障がい者等住宅の確保に特に配慮を要する者が、民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう推進するため組織され、大阪府では「Osakaあんしん住まい推進協議会」が設置されている。	
計画相談支援事業者	障がい福祉サービス利用者に、サービス等利用計画書を作成するサービスを提供するところ。	
権利擁護	自己の権利を表明することが困難な障がい者等の意思やニーズの表明を支援し代弁し、権利を守ること。	
高次脳機能障がい	けがや病気により脳に損傷を受けたことが原因で生じる認知面の障がい、感情のコントロールや相手の気持ちを理解することが難しくなる症状がある。	

用語	解説	該当ページ
合理的配慮	障がい者から意思が伝えられた場合、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な対応を行うこと。	
コンサルテーション	異なる専門性をもつ複数の者が、対象者に対する支援について検討し、より良い援助のあり方について話し合うプロセスのこと。	
さ行		
重症心身障がい児	重度の肢体不自由（身体障害者手帳 1. 2 級）と重度の知的障がい（療育手帳 A 判定）とが重複した状態を重症心身障がいといい、その状態にある児童のこと。	
障がい者活躍推進計画	公務部門において、障がい者一人ひとりが能力を有効に発揮できる場の拡大の取組を進め、自律的な P D C A サイクルが確立できるよう、障害者の雇用の促進等に関する法律の規定により策定する計画。	
障害者権利条約	障がい者の人権や基本的自由を守るための国際的な約束で、日本では平成 26 年（2014 年）に批准、発効した。	
障がい者相談支援センター	日常生活の困り事が起こった時、身近な所で気軽に何でも相談でき、制度やサービス等とつなげる機能を持つ。吹田市内 6 か所に設置している。	
障がい者優先調達	障がい者の経済的な基盤を確立するため、障がい者就労施設等から、物品及び役務を優先的に調達することをいう。	
自立支援協議会	障害者総合支援法の規定により、地域における障がい者等への支援体制について、情報共有し地域の実情に応じた体制の整備について協議する場として設置するもの。障がい者等や福祉、医療、教育又は雇用等関係機関が協議し相互連携を図る。	
吹田市域療育等関係機関連絡会	障がい、あるいはその疑いのある児童とその家族の多様なニーズに継続的、かつ総合的に対応するため、必要な関係機関相互の連携体制をいっそう充実させることを目的として設置された障がい児等の支援に関わる庁内外の関係機関との連絡会のこと。	
吹田市合理的配慮庁内推進会議	合理的配慮の推進のため庁内ネットワークを構築し、関係部局間が連携し効率的かつ円滑に取組を行うための会議	
吹田市障がい者福祉事業推進本部	障がい福祉事業の庁内での連絡調整を図り、当該事業を総合的かつ効果的に実施するために設置するもの。本部長が市長、副本部長が副市長及び教育長、構成員は関係所管の部長級職員。	
スーパーバイズ	障がい者施設等において取り組む支援について、発達支援の専門家などから助言、指導をしてもらうこと。	

用語	解説	該当ページ
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム	精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムをいう。	
ソーシャルスキルトレーニング	対人関係における状況に応じた適切なふるまいなど、社会で他者と関わりながら生きていくうえで欠かせないスキルを身に付ける訓練のこと。	
た行		
地域生活支援拠点等	障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備え、居住支援のための機能（相談、一人暮らし等の体験の機会、緊急時の受入れや対応、専門的人材の確保等、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制をいう。 吹田市では、多機能拠点施設「くらしの支援センターみんなのき」と、市内の各サービス事業所と連携した支援体制（面的整備）を構築する。	
な行		
日中サービス支援型共同生活援助	重症化・高齢のため日中活動系サービス等を利用できない障がい者を対象とするグループホームをいう。	
は行		
発達障がい	脳の一部に障がいがあり、理解や行動、対人関係やコミュニケーションの難しさ等の特徴を持つ場合をいう。	
パブリックコメント	市の行政機関が、重要な政策等を定めようとする場合に、あらかじめ政策等の案を公表して、その案について広く市民から意見を求める手続。	
バリアフリー	もとは、障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味の住宅建築用語。段差等の物理的障壁の除去のほか、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられる。	
バリアフリー吹田市民会議	障がい者や高齢者を含むすべての市民が安全かつ円滑に移動及び施設の利用が行えるよう、吹田市が行う公共施設の整備に際し意見聴取する場。	
バリアフリー法	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の略称。	
ピアサポート	同じ症状や悩みをもち、同じような立場にある仲間が、体験を語り合い、回復をめざす取組。	

用語	解説	該当ページ
ペアレントトレーニング、ペアレントプログラム	発達障がいのある児童の家族への支援として、保護者が子供の発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけることができるよう実施する支援プログラム。	
ペアレントメンター	自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ、相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと。	
や行		
ユニバーサルデザイン	あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。	
ら行		
療育	障がいのある子どもに対し、身体的・精神的機能の適正な発達を促し、日常生活及び社会生活を円滑に営めるようにすることを目的に行う、日常生活における基本的動作や集団生活に適応するための指導及び訓練や、自立生活に必要な知識技能の付与または治療を指す。	